

## 学術集会の認定基準

1. 対象：日本核医学会専門医の生涯教育に役立ち、しかも核医学に関連した学術集会（各地方会で開催されている研究会、セミナー、講演会、症例検討会なども含む）

### 2. 認定基準

#### 1) 学術集会の性格について

広義の核医学に関連した学術集会であること。

#### 2) 運営および内容について

(1) 定期的で開催されており、その集會に會員が自由に参加できること。

(2) メーカー主催に関しては、製品の販売促進のみを目的とした内容でないこと、規約または会則を定めて日本核医学会會員が世話人として名を連ねていること、年1回以上の頻度で開催されること。

(3) メーカー共催に関しては、会費を徴収していること、規約または会則を定め、日本核医学会會員が世話人として名を連ねていること。

#### 3) 規模について

(1) 都道府県数は、1都道府県でも認める。

(2) 参加人数が、20人以上であること。

(3) 1大学、1病院または1教室が企画する学術集會は認めない。

### 3. 申請・認定方法

1) 教育・専門医審査委員会に規定の申請書を提出する。

2) 教育・専門医審査委員会で審査し、理事会の議を経て決定する。

### 4. 認定単位

教育・専門医審査委員会にて審査の上、認定単位を決定する。